

# 第4回委員会

平成24年2月15日

(衆議院第16委員室)

概要

原子力発電所の事故当時、最前線の責任者として対応に当たった、内閣府原子力安全委員会（以下「安全委員会」という）の班目春樹委員長、保安院の寺坂信昭前院長を参考人として招き、当時の状況及び経緯について説明を受けるとともに、被害の軽減対策、今後の原子力安全の在り方等について議論した。

安全委員会が原子力の安全確保に関する基本的な考え方を示すために発行してきた安全審査指針類が、原発を建てられるようにつくられてきたことが示唆された。また、保安院の規制強化が不十分であった背景として、事故は起こらない、起こるとしても非常に小さい確率であるとの意識があったことが指摘された。また、寺坂参考人が、組織の長でありながら事故後まもなく官邸から保安院に戻ったことについて、自身が事務系の人間であり技術的知見に難があると自ら判断したためと釈明した。



班目 春樹 参考人  
(安全委員会委員長)



寺坂 信昭 参考人  
(前保安院長)

主要ポイント

○安全委員会の安全指針類は全面的な改訂が必要

安全委員会の班目委員長自身が安全指針類そのものに瑕疵（欠陥）があったことを認め、謝罪した。特に、昭和39(1964)年に策定された原子炉立地審査指針という時代にそぐわない指針に基づいて設置が許可されていること、今回の事故では、同指針が規定する「仮想事故」（重大事故を超えるような技術的には起こることは考えられない事故）よりも、はるかに多くの放射能が放出され、既存の発電所における安全性に大きな問題があることが明らかになった。また、原子力発電所を建てられるように基準を作っており、その全面的な改訂が必要であるとの認識も示された。

○従来の原子力政策は緊急時の備えが不十分

両組織とも原子力の安全を担う使命を持っているものの、緊急時の備えが不十分であった。その背景には、事故は起きないであろうという前提で推進されてきた原子力政策の根本的な問題がある。両組織に住民あるいは国民の安全を守るという意識が欠如していることも判明した。

○規制組織の専門性が欠如

組織としての専門性の欠如、組織の長としての専門性の欠如という問題も浮き彫りになり、独立性が高く科学的根拠に基づいた勧告や提言を出せる組織や制度の重要性があらためてクローズアップされた。また、事故を引き起こした当事国として、わが国に国際的な信頼に足る安全基準をつくる責務があることも浮き彫りになった。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第四号

本委員会の参事は平成二十四年二月九日(水曜日)両議院の議長により、次のとおり任命された。

木村 逸郎君 児玉 龍彦君  
八田 達夫君

平成二十四年二月十五日(水曜日)

於衆議院第十六委員会

午後一時三十分開会

出席者

委員長 黒川 清君  
石橋 克彦君 大島 賢三君  
崎山比早子君 櫻井 正史君  
田中 耕一君 田中 三彦君  
野村 修也君 降須賀種子君  
横山 禎徳君

参考人 (原子力安全委員会委員長)

参考人 (前原子力安全・保安院長)

参考人 (東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局長)

参考人 (班目 春樹君)

参考人 (寺坂 信昭君)

参考人 (木村 逸郎君)

参考人 (安生 徹君)

本日の会議に付した案件

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程の取扱いの件

原子力安全委員会の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について  
原子力安全・保安院の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について

○委員長(黒川清君) それでは、時間が参りました。国会による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と申しておりますが、

第四回委員会を開会いたします。  
お手元にありますように、まず、きょうの項目の二番目ですが、委員会の運営についてお諮りいたします。

まず、委員会の運営に関しては、参事についてでございますけれども、当委員会の参事として、お手元の資料一に記載のとおり、原子力工学が御専門の木村逸郎先生、それから、放射線医学その他分子生物学が御専門の児玉龍彦先生、さらに、経済学、公共政策が御専門の八田達夫先生の三人が任命されましたので、御報告いたします。

次に、委員会運営についての二、運営規程というところでお諮りします。この委員会の運営規程でございますが、改めてお手元に配付いたしました資料二の案で進めたいと思っておりますが、特に委員の方から御異議ありませんか。

〔異議なしと申す者あり〕  
○委員長(黒川清君) それでは、異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、きょうの三、四に入りたいと思っております。  
まず、原子力安全委員会に関する質疑応答ということですが、本日の参考人との質疑応答を開始しようと思っております。本日は、原子力安全委員会班目委員長、それから、原子力安全・保安院の寺坂元院長においでいただいております。

お忙しい中、お二人の委員長、院長に、国会事故調査委員会に御協力いただきましてありがとうございます。

今般の東京電力の福島原子力発電所事故当時、最前線の責任者として、大変な責任のある立場で大変に御苦労されたお二人から、当時の状況それから経緯を伺い、原子力災害時の緊急対策について、

あるいは事故の被害の軽減対策について、また、今後の原子力安全のあり方について等について、有意義な議論をさせていただければと思っております。

まず、原子力安全委員会について、班目春樹原子力安全委員会委員長にお願いたします。  
きょうはよろしくお願いたします。班目委員長は参考人として御出席いただき、本日にありがとうございます。

早速ですが、福島第一原子力発電所事故が起きたことについて、これまで原子力安全についての総元締めという立場でおられました班目委員長には、過去の原子力安全委員会の活動についてどのように総括されていらっしゃるのでしょうか。まずお聞かせください。

○参考人(班目春樹君) まず、原子力安全委員会というところは、原子力安全の確保に関する基本的な考え方を示すということが最大の任務となっております。

したがって、そういうものを安全審査指針類としてこれまで発行してきたわけでございますが、今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ないところでございます。

例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えなくていいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表してお呼び申し上げたいと思っております。

そういうことで、現在、原子力安全委員会では、このような安全審査指針類にしましては順次改善を進めているところで、原子力安全委員会は一

応この三月末をもって新しい組織に引き継がれるというところで、三月末を目指して、いろいろな中間取りまとめを外部の専門家の方にお願しているところでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。  
確かに、今までのことでは、今度の福島第一原発でいろいろなことが明らかになってきたと思っておりますが、先生、特に御専門の立場もありませんし、こういう委員会の委員長とされて、全電源喪失という思いもかけない事故とおっしゃいましたけれども、このようなことはどの程度に想定されておられたのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 安全委員会としては、大分前に検討した結果、我が国の停電の事情というものから考えて、諸外国と比べてその頻度は非常に低いだろうというデータをもって、全交流電源喪失というのは考えなくていいとしてしまっております。

それから、外部からの電源というのは基本的に安全系ではないというか、安全確保のためにはディーゼル発電機を生きていなければならないということで、ディーゼル発電機の安全性ばかりに気をとられていた。しかしながら、ディーゼル発電機だつて水没してしまえば使えない物にならなくなる。まさに、コモンコズといいますが、津波が押し寄せてきたら、複数台用意しておいても一遍にだめになるわけですね。

そういうことについての配慮というのが全くなされていなかったということは、大変な問題だったであろうと考えております。

○委員長(黒川清君) そうすると、やはりそういうことを、先生も御専門の立場ですから、特に低いところにあるディーゼルエンジンなんかもそうですけれども、想定されなかったんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは、当時から私が

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会談話録第四号 平成二十四年二月十五日

ずつと安全委員をやっているわけではございませんので、あくまでも推測になります。しかしながら、若干気になるのは、我が国と違つて、例えばアメリカなんかを見ると、ステーションプラックアウトと言いますけれども、これについてはしっかりとこういふふうな対応をしないという方針、文書をつくつてございます。そういうのを横目に見ながら、何ら対応もしなかったというのの問題であつたと思ひます。

結局この問題のさらに根っこにあるところは、諸外国でいろいろと検討されたときに、ややもすると、我が国ではそこまでやらなくてもいいよという、言いわけと申しますか、やらなくてもいいよということの説明にはかり時間をかけてしまつて、幾ら抵抗があつてもやるんだという意思決定がなかなかできにくいシステムになつてゐる。このあたりに問題の根っこがあるのではないかと、いふに私自身は考へてございます。

○委員長(黒川清孝) その何となく難しいというのは、先生の御経験だとどういふところにあるんでしょうか、具体的には。

○参考人(班目春樹君) 私の立場でどこまで申し上げていいかわかりませんが、ある意味ではこれは官僚制度の限界といえますか、例えば、その担当の人間が大体二年ぐらいで日本の場合はかわつていくわけですね。そういうときに、物すごい大きい問題まで取り扱ひ出そうとする、自分の任期の間に終わらない。そうすると、ややもすると、そういう大きな問題に手を出さないで、それで、いかにそういうことを議論しなくともいいかということの説明ばかりやればいいと。

日本の公務員制度というのは、基本的に加算方式ではなくて減点法だと思ひますので、そういう制度をとっている限りは、なかなかそこは深掘りができないんじゃないかというふうに思つております。  
○委員長(黒川清孝) それから、安全委員会の委員長の間、あるいは安全委員会としては、先生

が先ほどおっしゃつたように、特に海外で、いろいろな態様によつて非常にスペシフィックなところか、どういふことをするの、割にきちんとしていたことについては、もちろん当事者の役所も知つていたんだと思ふんですけれども、議論して知つていたんだと思ふという話ですが、例えば事業者に対してはどういふふうにするか、それが伝わるんだでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 私は、我が国の場合、もつと事業者の責任というのを強く求めるべきだといふふうには思つております。  
そして、事業者と規制当局との間に、これはIAEAなんかの安全基準にも書いてございますが、まさに、フランスでオープンで、それでいてフォーマルなちゃんとしたコミュニケーションがなされなければいけない。そこがどうもうまくいっていない。

ややもすると、護送船団方式といひますか、一番低い安全基準が何かを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局としては認めてしまふ。今度は、それが出されると、国が既にここでお墨つきを与えているんだから安全ですよといつて、安全性を向上させる努力というのを事業者の方でやらなくなつてしまふ。何かそういう悪循環に陥つていたのではないかと。

やはり、本来安全確保の一義的責任は、あくまでも電力会社にあります。したがつて、電力会社は、国がどういふ基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけないんです。それなのに、それをしないで済む理由として安全委員会がつくつていふような安全審査指針が使われていふとしたら、大変心外だと思ひますし、これからは決してそうであつてはならないといふふうには思つております。

○委員長(黒川清孝) 委員長は心外というお言葉でしたけれども、東京電力が今回のことで想定外と言ふのはいかがでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) これは非常に難しいところ

で、果たしてあれだけの津波をどれだけの人間が想定できたかはわかりません。  
しかし、まず二つ申し上げたいのは、第一に、こういう津波自体が想定を超えるものであつたといふことは、そこでもう手だたがなくなつてしまつたということもあつてはならないわけですね。津波は想定を超えたかもしれないけれども、その先の防備というか防護対策が何重にもなされていふべきである、これが原子力の安全を守る原則です。それがなされていなかったといふことは非常に残念だといふふうには思つております。

それから二番目に、やはりあれだけの津波を想定できたかは別として、ある程度新しい知見といふのが出てきていて、福島県沖においても大きな地震の発生があり得るといふ知見が出ていたわけですね。それなのに、それに対する対応が、これたといふことについても大変残念に思つております。

○委員長(黒川清孝) ありがとうございます。それでは、事故後の対応についてということ、野村委員の方からお願ひいたします。  
○野村修也君 委員を務めさせていただいていまさきようは、大変貴重な御発言をいろいろといただきましてありがとうございます。

今、事故後の話について少しお話を伺いたいんですが、その前に一点だけ、今の委員長とのやりとりの中で伺ひたいことがあるんです。  
先ほど、やはり役所の人たちの仕事の仕方についての問題点、あるいは事業者の方が本来一義的責任を負うべきだといふことの御発言、確かにそのとおりだと思ふんですけれども、私がちよつと承知しているところでは、委員長自身も、かつて、発電機を二台設けるべきではないかといふことが例えば訴訟等で問題になつた際に、そのようなことをやれば、そもそも原発の設計などではないといふようなことを御発言されたり、あるいは国会でもそういう御発言をされたという記録が残つているやに思ふんですが、そういうことは御

記憶はないでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) 発電機といふのは多分ディーゼル発電機だと思ひますが、ディーゼル発電機は複数台用意しなければいけない、これは安全指針にも書いてあることなので、多分そうではなくて、ある程度、設計において専断を想定します。想定して、そこで一旦割り切る。これは設計をする以上はやむを得ないといふ発言をしていふところでございます。

例えば、堤防を設計するときにどれだけの洪水まで考えなければいけないか、それを想定しなければ物はずくれません。ですから、物をつくるためには想定は必ず必要なんです。ただし、想定を超えた場合も考へておかなければいけない。そういう意味での割り切りは必要だと言つていふと思ひますけれども、それ以外は一切と記憶にございません。

○野村修也君 わかりました。想定外のことを考へるといふことと割り切りをするといふことは、どういふふうな御関係になるんでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) これは、ディフェンス・イン・デプス、多重防護と言つておられますけれども、何層にも、何層にも深く守らなければいけない。

ですから、物を設計するときには、ある想定のもとに設計する。だけれども、それで満足しないので、今度はそれを超えたときのことについても考へておく。またさらに、そこに防護策を用意しておく。さらにそれを超えた場合にも、これを何重にもやつておく。これが多重防護、ディフェンス・イン・デプスといふことでございます。

○野村修也君 そういう意味では、安全委員会の方は、そういう意味での多重防護というの、どういふか深層防護というの、十分配慮されていふたといふお考えでよろしいですか。  
○参考人(班目春樹君) いいえ、配慮されていません。  
国際的な水準からいいますと、IAEAなどで

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

は五重の防護という言い方をしております。事象の発生防止、進展防止、それから影響緩和、その三層までしか考えてございません。これに対してIAEAなどでは、さらにそこを超えてシビアアクシデントになったときの防護対策さらには最終的には防災対策といいますが、そういうところまで考えなさいよと言っているところを、我が国の場合は三重のところとめていた、そういう反省がございます。

○野村修也君 ありがとうございます。では、先ほど委員長から言いましたような事故後の対応について、少しお伺いしたいんですけれども、班委員長は、御自身、国会で、安全委員会の非常時体制というのはできていなかったという御発言をされていると思うんですけれども、これは具体的にどの点を指してそのように御評価されておられるのでしょうか。

○参考人(班委員長) 例えば、震災後、直ちに原子力安全委員会は緊急助言組織というのを立ち上げることになっております。緊急助言組織を立ち上げるために、一斉携帯メールシステムを使って非常招集をかけたんです。その招集は、実は私自身の携帯にも届かなければいけないんです。が、鳴ったのはいいんだけど、届かなかったんです。

結局、こういう場合にこうする、ああするということを決めておきながら、携帯が通じない等々で、決められたとおりにほとんど何もできないという状況でございました。したがって、実は電話もなかなか通じなくて、助言組織をなかなか立ち上げられなかったんです。が、むしろ自主的に歩いて集まってきた方々に助けられたという形なんです。そういう意味では、こういう緊急時に対する想定というのは不十分であったというふうにつくづく感じております。

○野村修也君 ありがとうございます。そうはいないながらも、原子力災害対策特別措置法に基づいて、委員長自身は、総理、その当時の

災害対策本部長に対して技術的な助言をされるというお役目を果たされたわけでありまして、今になって思うともう少し助言すべき点があったんじゃないかというところが、もしお気づきの点がありましたら教えていただければと思います。

○参考人(班委員長) これは、当時の状況では非常に難しいと思います。というのは、技術的な助言を与えるに当たっては、現状がどうなっているかという情報がないとできないんです。私が助言していた場所は、十人入ればもういっぱいになってしまふような、しかも固定電話が二回線しかなくて、携帯電話も通じない場所で、情報がほとんど入ってこないんです。そういう場でできる助言というのはもう限界だったのではないかと自分自身では思っております。

ただ、実際問題として、私、あのころ、一週間以上ほとんど寝ていませんので、記憶がほとんどすっ飛んでしまっております。どういふ助言をしたのかというのも正確には覚えていないという状況です。で、ちょっと、まだその辺は総括できていないというような状況でございます。

○野村修也君 わかりました。今おっしゃられたのは、官邸の五階におられたということでしょうか。○参考人(班委員長) いいえ、私はずっと、少なくとも十一日の夜の九時の時点からヘリコプターで飛び立つまでは、私の記憶では、官邸の地下にある危機管理センターの中二階という小さな応接室にいたと記憶しております。

○野村修也君 その中二階におられる、あるいは、その後は五階に移られたということでしょうか。○参考人(班委員長) 現地にヘリコプターが飛んで帰ってきて、一旦四号館に帰っておりますけれども、その後は、今度はむしろ五階の方におりました。

記憶のある限りで結構なんです。が、三月十一日から十二日午後にかけてまして、そこで重要な決定として覚えておられることというのはどんなことがありましてでしょうか。○参考人(班委員長) 先ほどもちょっと申しましたように、私は本場に記憶がほとんど、生の形では残っていない。それで、例えば政府事故調の報告書とか東電の報告書とかいろいろものを眺んだり、あるいは安全委員会のほかの人と話したりで大分補いつつあつてきています。で、絶対こうだったという自信はございませんが、最も確からしいことと申しますと、まずは十一日に官邸に向かっていると思っております。

それで、どうも会議室の前で待っていてもなかなか会議が始まらないなといったところに、多分、保安院の平岡次長が何かによつと助けてくださるという一度呼ばれて、総理のところに行つていんじゃないかという気がいたします。そこにもう既に東京電力の方が呼ばれていて、とにかく電源車を運んでほしいという話になっていて、これは電源の問題なんですということに既になつていたと思っております。

それからずっと、今度は原子力災害対策本部が立ち上がるまでまた随分待たされて、それが終わった後、一旦、私自身は安全委員会のある四号館の方に戻つてございます。九時になってから、再び、ぜひ来てくれということ、今度は官邸地下の危機管理センターの中心二階の方にこもったわけです。今度はそこで、いわゆる全交流電源喪失どころではなくて、直流電源もなくなつていんだという事態を知つて、その前からちょっとそう感じたんではございます。うなると、要するに、圧力を下げて、消防自動車でも何でもいかに何か使つて水をかけるしか、これはもう手がありません。東京電力の武黒フエローと相談しながらそういう助言をしたわけなんです。

その前に、非常にびっくり覚えているのは、海江田大臣から、当時の経産大臣ですが、我々は、東京電力というプライベートカンパニーから、ああしてくれようしてくれ、自衛隊を使つて何かやってくれと頼まれても、政府決定できるわけではないので、おまえの口からいろいろ助言を聞きたいんだというふうに言われたことだけは非常に鮮明に覚えております。

それで、もうこれは、圧力容器の圧を下げるということ、今度は格納容器の圧が下がつてしまつたから、格納容器ペントというのをやらざるを得ない。格納容器ペントをするというのは、もちろん住民の避難が大前提になりますので、というふうなことで、格納容器ペントについての助言を行った、これは確かだろうと思っております。

その後、格納容器の圧が上がつていまして、いろいろあつて、とにかくペントを急いでくださいと言つた後、最後はヘリコプターに乗るまで何を言つていたかとなると、正確なところはほとんど覚えていないというのが実情です。

○野村修也君 ありがとうございます。今、ペントの話が出てきたんですが、ペントについての技術的な説明を行われたのは委員長御自身という理解でよろしいですか。○参考人(班委員長) 多分、私の口から、ペントということは何か世の中に通つてしまつていまして、これはあくまでも圧力容器の燃料に水を入れるのが目的ですので、そのためには、しかし、最終的には格納容器の圧を下げるためのペントをしなければいけないということ、一生懸命その辺の解説をしていたらうと思っております。

○野村修也君 今、水を入れるという話が出てきたんですが、海水注入が行われる際に、班委員長御自身は、総理に対して、海水注入すると再臨界の可能性はゼロとは言えないというふうな御発言されたらと報道ベースでは報じられてい

いうふうな受けとめてよろしいでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) 私自身は、そういう記憶は実は全くございません。

ただ、二つ確かなことがございまして、私の方から再臨界の可能性についてまでも言わないだろうと思います。真水を入れるよりも塩水の方が可能性は低くなりますので、私から言ったとは思いません。それが一点。

第二点として、再臨界の可能性があるかと聞かれたら、これはゼロではないと必ず答えます。温度が下がっていくと、再臨界の可能性というのはゼロじゃないんです。

ですから、私自身、そういう発言をしたかどうかという記憶は全くないけれども、その二点だけは多分確かだろうということです。

○野村修也君 委員長の前でも、まさに海水注入が行われていたわけですから、そのとき委員長自身も海水注入をすべきだということをお考えだったのですか、それともすべきではないとお考えだったのですか。  
○参考人(班目春樹君) もちろん、海水でも何でもいから水をつぎ込むべきである、当然、海水で結構ですから注入してくださいと言いつつ続けたらと思います。

○野村修也君 ありがとうございます。  
それから、あと一点最後に伺いたいんですけども、一号機の水素爆発が起こりました後に、官房長官は記者会見で、放射性物質が大量に漏れるような事故ではなかった、したがって直ちに影響はないという発言をされておられるんですけども、この御発言について、もし、班目委員長、その当時のことを御記憶がありましたら、その当時どう思っておられたのか、そして、今思えばこの発言は正しかったというふうにお考えでしょうか。

○参考人(班目春樹君) ここもほとんど記憶がないんですが、当時の枝野官房長官の発言に対して私が何かサジェスチョンしたことはないと思います。

というのは、実は聞いたときに、直ちに影響がないと言った、我々原子力をやっている人間からは、晩発性のいわゆるがんの影響はあると言っているように聞こえるので、ああいう発言はむしろしない方がいいと思います。  
それから、私自身があの水素爆発のシーンを見てもどう思ったかという、まず第一に、ああ、これは格納容器の圧力が上がって、それで、しかし、あるところでサチっていったということも漏れていたに違いない、当たり前だよ、ということと水素は当然出ていたね、ということは爆発を考へなければいけなかったんだとほとんど瞬間に思っています。

ただ、爆発のシーンを見た途端に、実は、一号機の爆発はオペレーションフロアの上といいますが、上の方だけが飛んじゃいますので、逆に格納容器はもったんじやないか、事実、東京電力が周辺の放射線量が非常に高くなって大変なことになっていまして、半分の放射線量に高くなるといって、大変よくないことなんでしょうけれども、そう思ったという記憶もございません。

○野村修也君 済みません、あと一点だけ。先ほど最後と申し上げたので恐縮ですが、ペントの際に放射性物質が放出されるわけですが、ペントの際に放射線量が放出されるわけですが、その放出量でありますとか被曝量についての評価、助言というのを行ったのも委員長でいらっしやいますでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) いいえ、ほとんど記憶がないんですが、これは実は時間とともに変わってきています。

一番最初、夜の九時過ぎだったと思いますけれども、それぐらいの時点では、まだ私は炉心は溶けていないと思っただけです、そのころ実はペントをしても放射線量が大きく放出されていなくとも思っています。これが、時間がたつにつれて

て、これはもう炉心は溶けているかなと思いついてるわけですね。でも、ほかに手段はないなというところで、だんだん危機感だけは高まってきたという状況です。

○野村修也君 炉心が溶けたかなというふうな考えをお変えになったのは、大体いつごろのことになりましたでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) 記憶でははっきりしないんですけども、格納容器の圧力が設計圧力の一・五倍ですとか二倍ですとかという話が入ってきたときに、そうだろうなというふうな思いがちらちらと頭をかすめたような気がします。

○野村修也君 ありがとうございます。  
○委員長(黒川清君) ありがとうございます。  
先ほど、ちよつと最後に、安全委員会の指針にかかわらず、海外でいろいろなことが起こっている、いろいろリスクを少なくするようなことをさせているというふうな言われまされたよ。何となく雰囲気、まあいいかという話があったんですけども。  
委員は、それは一義的に事業者がちゃんと責任を持って常に向上しなくてはいけないことだとおっしゃいましたけれども、それを実際チェックしているのは誰ですか。事業者がやっているかやっていないか、自発的にやっていること。それは投資家ですか、株主ですか。保安院の責任はどうなっているのか。

○参考人(班目春樹君) ですから、やはり日本のそういう規制制度が、国がとにかく基準を定めなさい、これをクリアしていただければいいというふうにいうふうになつていて、これが問題で、今度初めて、いわゆるストレステスト、総合的安全評価という形で、国の基準はこれまでだけども、それを越えてどれだけ努力しているかというのを見るような制度が入ってくるんだらうと思っただけです。そういう制度をどう導入するかと、なかなか事業者は努力を怠ってしまいがちで、このあたりをしっかりと改善するべきだと私は思っています。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。  
それでは、事故後の対応について、幾つか櫻井委員の方から伺わせていただきます。  
○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。  
若干、細かいことをお聞きするようなことになるかもしれませんが。  
今、委員長の方から、当時大変混乱しておられて、記憶がなかなか混乱しておられるということを知りまして、私もよく理解した上であえて聞かせていただきたいんですが、先ほど、ペントとの関係で住民の避難ということを委員長はおっしゃりましたけれども、住民の避難とかについて、官邸のいわゆる五階なのかあるいは地下の中二階なのか、ちよつと場所が限定しませんが、決められるまでどんなことが話し合われた、どのような方ごとのような意見を言われたということについて、わかっている限りでお話しいただきたいんです。

○参考人(班目春樹君) 私は、どうも、一旦四号館に戻った八時から九時の間に、福島県が二キロ避難の指示を出したとかという情報を得てから官邸に向かっているみたいなんです。官邸で二キロ避難かどうかと聞かれて、それで結構ですから、ぜひそのようにしてくださいと答えたのではないかと思います。したがって、三キロ避難という決定がどういう形でなされたかということは、私自身は承知しておりません。

ただ、原子力安全委員会では、実はEPZの見直しで、PAZと言っていますけれども、プレコーション・ゾーン、アクション・ゾーンという、とにかく非常事態になったら何が何でもはつと逃げてくたさいというゾーンを決めたよという議論を始めたよとしていたところでしたので、三キロと聞いたら何となくそれが頭に浮かんで、それで結構ですからぜひと言ったよな気がします。ただ、もう余り記憶ははつきりしていません。

○櫻井正史君 くだいようですが、三キロでオーケーと理解されたというのを、もう少し、気持ちの根拠、そのときに頭に浮かんだことは例えば

どうも、

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

ういうものがあってですか、いろいろな三キロという根拠はあるんですけれども、委員長は、その辺はどのあたりのところを浮かべられたんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、その時点で、私は、まだ原子炉は、炉心は落ちていないと思っただけなんです。しかしながら、ペントをしてくださいと言っているわけです。ペントというのはまさに放射性物質を意図的に外部に出す操作ですから、これは当然、近くに居る方には避難していただかなければいけない。

それで、国際的にどうなっているかというのを、たまたまそういう議論をやっていたのでよく知っていたので、それにのっとった方針であるなどいうことで、結構な方向ではないかと思っただけではないかと思えます。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

毎年のように総合避難訓練というのをやられておりますが、そのときはどんな形で避難区域というのの決定されていますか。あれは訓練ですからシミュレーションですけれども。

○参考人(班目春樹君) 本来、そういう訓練のときは、まさに、ERSSSという、原子炉の状態がどうなっているかというデータが次に送られてきて、それをさらにSPREEDIという放射性物質の拡散予測モデルに入れて、それで、そういうのを見ながら判断する、そういうシナリオになっていきます。

しかしながら、例えば、SPREEDIの計算一つとつたって一時間かかるわけで、今回のような事象にはとても間に合うような計画にはなっていないなかつた。やはり、そういう予測算などに頼ったような避難計画を立てていたこと自体が間違っていたって、発電所の方で大変なことになるという宣言があったら、直ちにすぐそばの方には避難していただくというルールにしておくべきものであるというふうに考えています。

この辺は、現在、原子力安全委員会の方で防災指針の見直しをやっていまして、その辺の議論を

既に詰めているところでございます。

○櫻井正史君 委員長のお考えはよくわかりましたけれども、今委員長の口からSPREEDIという言葉がお出になりましたが、SPREEDIはどのような意味なんだとか、そういうような御発言というのには、委員長以外、どなたかからありましたでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 当時、官邸に私がいる間に、SPREEDIという言葉を聞いた記憶は全くございません。

○櫻井正史君 委員長は今ERSSSのことを言われましたけれども、私どもの理解では、SPREEDIというのは本来予測のためのもので、その予測をすることによって、住民の避難の範囲とか避難される方向というものを、一つの要素かもしれないが、そのときの参考資料にするために使われているシステムと私は理解しておりますが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 建前上、そういうことになっては、不可能だと私は思いますが。

○櫻井正史君 どの辺のところか不可能だということに考えておられるんですか。

○参考人(班目春樹君) 今回も、またなかなか御理解いただいていないんですが、SPREEDIが生きていたらもうちょっとうまく避難できたというの、全くの誤解でございます。

というのは、発災時の三月十一日から十四日くらいまではほとんど海に向かって吹いていて、むしろ安心しているような風向きだったんです。それが、十五日になりました、その前にも一回あったかな、北の方に向かったことが一回ありましたね。それから、十五日になって一旦南に行ってきた、西の方を回って北に行つて、また戻ってきて、北西方に向つて北に行つて、また戻つて、これがまた北西方に向かったときに、そこから方向が降ってしまつた。したがって、現在、飯館の方までかなり土壌が汚染されてしまつたわけです。

SPREEDIをもう一回使つて当時のことを再

現していただくと、これを使つてどうやって逃げるかという結果になるかというのの明らかです。で、ぜひ、その辺は追実験して、SPREEDIの出力というのはいくらなのかなというのを御理解いただきたいと思います。

原子力安全委員会の方で、まさに逆算して、現状に合うように一生懸命入力データを調整してみたら、たまたま現象が説明できるという図だけ先に表示してしまつたもので、それがあれば逃げる方向を間違えないで済んだというふうに皆さんが思つていらっしゃるとしたら、これははっきり間違ひです。ぜひしっかりと説明をさせていただきたいと思います。

○櫻井正史君 委員長の今回についての御説明というのは今伺つていたところでありまして、結果的にそういうことであるのかもしれないが、そもそも、建前はと委員長はおっしゃられたけれども、先ほど私が申し上げたように、SPREEDIというのは本来使つてみるためのものではなかつたんでしょうか。結果的にそれで住民避難にプラスになつたかプラスにならないかという観点ではなくて、何はともあれそういうツールがあるんだから、あらゆるツールを使つて少しでも何かを考えていくというふうなお考えはいいかげんどうですか。

○参考人(班目春樹君) これはもうおっしゃるとおりです。SPREEDIというのが、確かにその時点では天気予報にすぎないものではありますけれども、発電所からどういふふうな風が吹いているかというのをきちっとその時点、その時点で示しているものから、これは当然公開はされてしかるべきものであつたというふうには思つております。

○櫻井正史君 今、その時点とおっしゃいましたけれども、細かい話で申しわけないんですけど、予測機能というのが、もう委員長十分御承知のとおり、現段階だけではなくて、今、風が回つておられたということですが、精度とかいろいろ

な情報の問題はあろうと思つても、使ひ方によつては、雨の時期、方向ということもSPREEDIで何時間か先まで予測することは可能なわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、もちろんできます。

○櫻井正史君 ありがとうございます。そうしますと、委員長は、今回のようなケース、簡単に言うと、ERSSSの情報が十分でないときにはSPREEDIはほとんど機能しないだろう、まとめるという御見解ですか。

○参考人(班目春樹君) そういうふうに考えております。

○櫻井正史君 わかりました。ありがとうございます。データがない場合に単位量で入れるということになっておられますね、マニュアル上は。その辺についてのお考えは、評価というののどんなふうに考えておられますか。

○参考人(班目春樹君) 事実、単位量ですと原子力安全技術センターの方では計算していたわけですので、これは当然、逐一公表されるべきものであつたらうというふうには思つております。

○櫻井正史君 その図、わかりやすく言うと図になるんですけれども、それについては委員長のものには届いておりましたでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 少なくとも官邸にいたときには、全くそれを見た覚えはございません。

○櫻井正史君 ありがとうございます。最後に、委員長が先ほどおっしゃつておられましたけれども、これからSPREEDIをどうするかということについて御検討をされているということですが、よろしければその辺を、どんな御検討を今されているかということをもう少し説明していただけたらいいんですが。

○参考人(班目春樹君) まず、避難の区域の設定においては、SPREEDIはあくまでも参考情報であつて、もうちょっとプラント状況を踏まえた決定と、さらにはモニタリングといふことが実測、

放射線量の実測に基づいた決定というのを主とすべきたと思っております。

ただ、では、SPEEDIが全然使えないかというところ、そんなことはなくて、その発電所のある場所ではどういふふうな風が普通吹くかとか、そういうようなことについてはあらかじめ計算しておけば、どういふことを気にしなければいけないかというのとはつきりわかるわけですね。ですから、そういうのをあらかじめどんどんやって、それを防災計画にうまく組み込んでいた方がいい。こういう意味では、SPEEDIというのは大変使いやすいツールではないかというふうに思っております。

○櫻井正史君 ありがとうございます。  
○委員長(黒川清孝) 原子力安全委員会の方では、SPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしようけれども、その信頼性が低いために使わないというような方向だと今おっしゃいましたよね。  
畑村委員会の中間報告では、むしろそうではないと、予測情報提供されればという条件はあるんだけれども、今おっしゃったようにいろいろなシミュレーションがあると思いますが、より適切な避難経路などを選ぶ指針が、ああいうところはデシジョンが早いというのがすごく大事です。で、ラフなガイドかもしれないけれども、ある程度のそういうことを、電源が切れたとかいろいろあって、実際に避難された方たちの話を聞いてみると、ほとんどがテレビで知ったという話が多いんですよね。

そういう意味では、別の対策はあるにしても、やはりSPEEDIなどの使い方もっと工夫が要るという話も出ていますので、それはまたどうお考えですか。  
○参考人(班目春樹君) この辺も、ぜひしっかりとした検証をしていただきたいというのが安全委員会の基本的な立場でございます。  
○委員長(黒川清孝) ありがとうございます。それでは、よろしいですか。特に今のところは

足すことがなければ、原子力の安全基準についてちょっとお伺いしたいんですが、これについては大島委員。  
○大島賢三君 委員の大島でございます。

私の方からは、原子力安全、あるいは原子力の安全といった問題につきましての国際的な側面、国際的な視野、こういった見地から質問をさせていただきます。

原子力の平和利用につきましては、世界的に、一方で競争があり、他方で協力、特に安全性、セキュリティの向上については国際的な協力、基準づくりといったものがIAEAを中心に進んでおるわけです。同時に、先ほどちょっと委員長も触れられましたけれども、アメリカでのB5bのことを恐らくおっしゃったんだらうと思うんですが、それを取り入れていく、そういう側面もあるうかと思っております。

いずれにしても、そういった国際的に合意されていく、つくられていく基準のようなもの、特に安全の問題につきまして、こういったものに対する日本、特に安全委員会の取り組み、その必要性に対する認識というのをどういふふうにしておられるか、ちょっと冒頭お聞きしたいと思っております。  
○参考人(班目春樹君) これからのことですか。  
○大島賢三君 今までも含めて。  
○参考人(班目春樹君) まず、先ほど冒頭に申し上げましたように、我が国の場合には、国際的にほとんど安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはしなくていいかという言いわけづくりばかりをやっている、真面目に対応してはなかったのではないかという思いがございます。

B5bなんかに至っては、安全委員会は全く実には知らなかった。今回初めて知って、ああ、これをもっとちゃんと読み込んでおくべきであった。あれがたまたま、九・一一、核セキュリティの方の話としてあったものから、安全委員会の

所掌ではなくて原子力委員会の所掌で、安全委員会は全くつなば枝致に置かれたということ。これからのことなんですけれども、世界に対してこれだけの迷惑をかけた国としては、最高の安全基準を定めるのは当然の責務でして、むしろ、まずは世界的な安全基準に追いつかなければいけないんですけれども、それを追いついてそれ以上ものを定めていく、これはもう国際的な責務だということに思っております。

○大島賢三君 ありがとうございます。  
少なくなると、今まで、従来においてはそういった国際的な動きに対してやや内向きであった、そのいろいろな説明も先ほどおっしゃいましたけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

特に安全基準につきましては、IAEAにおいて、基本安全原則というきちつとした国際的なルールができておるわけですね。その作成の過程においては、たまたま日本人の次長の方がリードをされてこういったものができたわけですね。も、こういった安全基準をつくる過程において、各国の原子力安全当局の専門家が参加していた中で、日本からはそういう専門家の参加がなかったというふうなこともあったように聞いております。

と同時に、もつと肝心なことは、その基本安全原則なるものが、欧州連合諸国、EU諸国においては、二〇〇九年でしたか、採択をされている。それから、アメリカにおいても翌二〇一〇年には採択をされている、発展途上地域や旧ソ連諸国は義務的に参加しているといったような状況がある中で、主要な原子力国である我々日本だけが入っていない、いわば蚊帳の外にあるという指摘を専門家の方もなされておるわけです。

こういった実態をいろいろ考えますと、委員長がおっしゃっているような体質というものが、残念ながら非常にあるんじゃないか。これは、今おっしゃったように、これからの対応としてはぜひ変えていく必要があるんじゃないか。恐らく、多く

の専門家の方はそういうふう感じておられると思いますが、私個人としてもそういうふう感じるわけでございます。  
○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます。そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

やはり、我が国の例えば安全審査指針なんかを一つとつてみても、変えるのに余りにも時間がかなり過ぎていくところがございます。幾つかありましたけれども、まず、例えば、そもそもシビアアクシデントを考えていなかったというのは大変な間違いだったというふうに思っています。そこについては急遽変わってきていると思っております。

それ以外も、実はいろいろな事象の想定とときに、ちょっと専門用語になって申しわけないんですけど、確率的な考え方とか、いろいろなものをちゃんと組み合わせて適切に考えなさいよというふうな国際的な安全基準はなっていますが、その辺についてもまだ全く追いついていない。ある意味では、三十年前の技術が何かで安全審査が行われているという実情があります。

こういうあたりは、早急に直していかなければいけないというふうに考えているところでございます。  
○大島賢三君 最後ですけれども、今、政府の中で日本の安全規制改革が進められておるわけですが、安全委員長として、今おっしゃったような認識を新しい組織に反映していく上で、どういふ助言あるいは指導をされておられるのか、その辺についてはお考えもちょっとお聞きしたいんですが。

○参考人(班目春樹君) まず第一に、新しい組織については、原子力安全委員会自体もまさに検証の祖上の上のついでに、積極的に発言をするべきではないというふうに考えてござい

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

<p>す。</p> <p>あえてきようは、むしろ自由に発言をしていいという場を与えていただいたというふうに考えていますので、個人的な意見を述べさせていただきますと、この問題というのは、最後は人だなどというところをつくづくと思ひ知らされたということですね。</p> <p>つまり、例えば、実はきよう午前中も衆議院の予算委員会に呼ばれていましたけれども、その場で、三条委員会がいいのか規制庁という組織がいいのかというような議論もありましたけれども、それ以上にやはり人なんです。安全性を高めるためには、最大限の努力、どんなに事業者が抵抗しようと思えば、最大限の努力をするんだという思いがいかにか強いのか、それだけで決まっています。そうでないと、また、何か一生懸命言いわけだけを考えて、現状のままでも何とかなるからというところにとどまりかねない。</p> <p>これはもう、組織の形態がどうかというよりは、そこを引っ張る人の意欲と知識で決まるのではないかというふうに私自身思っているところでございます。</p> <p>○大島賢三君 ありがとうございます。</p> <p>○野村修也君 今までの組織を引っ張ってこられたのは委員長御自身なわけですよね。</p> <p>○参考人(班目春樹君) はい、さようでございませう。</p> <p>○野村修也君 ということは、何か先ほどから、官僚の動き方が悪いとか事業者が悪いとおっしゃっておられるんですけれども、人として最もおかしな動き方をされていたのは委員長御自身なんじゃないんですか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) それは、ある程度のことろは認めざるを得ませんが、私は、実は原子力安全委員会に来たのは二年弱前、平成二十二年の四月の二十一日だったか何かです。</p> <p>それから十一月弱で発災になっていくわけですが、それに至るまでの間にいろいろと中で議論をして、例えば、シビアアクシデントの規制要件</p>	<p>化は絶対にやろう、安全指針類についてもいろいろ見直そうということをやろうとしていた。今言っても言いわけになってしまうので余り言いたくないんですが、やろうとはしていたということだけは、ちよつと、あえて言わせていただきたいと思ひます。</p> <p>○委員長(黒川清君) 先生のところのスタッフについて、先生はどのぐらい満足して、何が必要だと思われませんか。何人ぐらいいるんですか、委員だけじゃなくて、スタッフとか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会という組織は、百人と言っていますけれども、実際には、七十名ぐらいがいわゆる常勤のスタッフです。それ以外に三十名ぐらい、非常勤の技術参事という方を抱えています。技術参事の方というのは、例えば昔の原研のOBだったり、そういう専門家の方ですが、残念ながら非常勤です。</p> <p>それ以外に、指針をつくるために、例えば石橋先生なんかにも御協力いただいたりなんかしていますけれども、外部の専門家というのを合計三百人ぐらい抱えている。ただし、この方たちはあくまでも、本来、大学の先生であったり病院の先生であったり、そういうような方が、そういうときだけお手伝いいただく。</p> <p>こういう非常勤にも、緊急助言組織を立ち上げるわけですから、そういうところに集まってくるわけでも、本職は別に持っている方が集まってくるわけでも、そういう体制になっているということでございます。</p> <p>○委員長(黒川清君) いや、だから、ふだんからの常勤の人たちの質はどうだと思ひますかというところですか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 少なくとも、私が着任しているというところという人たちと話し合った結果、随分意識改革はしていたので、私の手足となつて働いてくださるようになりかけたかなということと、ここで事故が起こったというのが実情でございます。</p> <p>○委員長(黒川清君) それでないと、幾ら変えて</p>	<p>も、その人たちが移るだけでは意味がないですからね。</p> <p>○参考人(班目春樹君) そこを何とか、制度をうまくつくり込んでいただきたいと思います。</p> <p>○委員長(黒川清君) 恐れ入ります。ありがとうございます。</p> <p>それでは、今度、石橋先生。</p> <p>○石橋克彦君 委員の石橋です。</p> <p>今の話と関連することですけれども、ちよつと次元が下がるかもしれませんが、冒頭、委員長が指針類を今見直している最中だとおっしゃった、そのことに関して具体的に伺いたいと思ひます。</p> <p>原子力安全委員会では、現在、安全設計審査指針と耐震設計審査指針、これの見直しをなさっているんだと思ひますけれども、この二つの指針について、その改定に向けての現在の進捗状況と、それから今後の見通しというのを、簡単に、簡潔に御説明いただきたい。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会自体が三月末でなくなりますので、三月末までに中間取りまとめを行つていただくと思ひます。</p> <p>それで、安全設計審査指針の方に関しましては、残念ながら全面的な改定というわけにはいきませんので、全交流電源喪失対策と、それから最終ヒートシンク対策あたりについて、これはむしろ深層防護でいくと第三層よりも第四層まで踏み込んだような話になるんですが、それまで含んだ形の取りまとめを行つて、後は新組織に引き継ぐというふうにしてあります。</p> <p>それから、耐震設計審査指針の方でございますけれども、こちらについては、確かに津波に関する記述が非常に少なかったもので、津波に関する記述をつけ加えた上で、さらにそれに対する手引などもつくつて、これも、安全委員会自身が多くなつてしまっていますので、指針として策定するというところではなくて、あくまでも中間取りまとめという形で規制行政に送ろうと思ひます。</p> <p>というの、指針の改定ということになってし</p>	<p>まうと、実はパブリックコメントを受け付けなければいけないから、日程的に間に合わないというところから、中間取りまとめを受け付けば、これは新組織の方でしかるべき引き継ぎをしていただけるものだというふうに考えているということでございます。</p> <p>○石橋克彦君 ということは、まだしばらくの間、この二つの指針に関しても、現行の不備を抱えたままのものがまだ使われるということですね。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 現実問題として、昨年、発災後、原子力安全・保安院の方で緊急安全対策を打つてということを出してございます。このための例えば省令の改正等も行つていっていいはずなんです。したがって、実態としては、こちらに基づいた形で行われているというふうに認識してございます。</p> <p>ただ、耐震の話については、例えば安全委員会なんかも、今回の地震変動が相当起こつていまして、応力分布なんかも大分変わつていまして、そういうのを含めていろいろと再調査等をしてくださいというお願いを保安院の方に出しているところ、そういうものの答えを待っているという状態でございます。</p> <p>○石橋克彦君 ただ、三月三十日の保安院の緊急安全対策の指示、でも、こういうのはやはり応急的なもので、要するに、プラントの基礎体力をきちり安全を担保する、そういう観点ではまだ今移行途中だということですね。</p> <p>○参考人(班目春樹君) もちろん、そういう意味ではそのとおりでございます。</p> <p>○石橋克彦君 次に、安全審査指針の根底にある原子炉立地審査指針のことをちよつと伺いたいです。</p> <p>これは、原則として、大きな事故の誘因となるような事象が過去はもちろん将来もない、そういう場所に原則立地しなければいけないということをやつてございます。それから、重大事故の発生を仮定しても、あるいは仮想事故の発生を仮定し</p>
--	--	---	---

でも、ちよつと表現が違いますけれども、両方も、要するに、周辺の公衆に著しい放射線障害あるいは放射線災害を与えないことという目標を目標にしていますよ。

この指針に関して、福島原発事故を目的の当たりになさって、どういふふうな評価をなさっていますか。

○参考人(班目春樹君) 正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。

私の聞いている限りでは、原子力基本法がそもそも改正になるというふうな聞いています。これまでの考え方というのは、どちらかというと人への被害ということだつたんですが、今度、基本法が改正されて、人と環境の被害を防ぐということになるというふうな聞いております。

今までの例えば立地指針に書いてあることだと、仮想事故だとかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。ですから、今度原子力基本法が改正になれば、その考え方のつとって全面的な見直しが必要だと思つておられるのだというの、これは私の個人的な考え方でございます。

○石橋克彦君 先生個人としては、できるだけ早くにそういう根本的な改定をすべきだと思つておられるわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ですけども、現在は宙ぶらりんな状態なわけで、三・一一以降、要するに指針類全体の不備が誰の目にも明らかになって以降、稼働している、あるいは一時的にとまっていたりけれども再稼働しようとしている、そういう既設の原発は、その安全性に關しては、適正な安全審査指針類で保証された安全性というのがないままに動いている格好になっていくわけですね。国民の中には、これはもう、まるで適正な車検を受けていない大型タンパカーが市街地を突っ走っているようなものじゃないか、怖くてしょうがないんじゃないかと

いう声もあるわけですけども、このあたりは何かお考えですか、この現状に關して。

○参考人(班目春樹君) まさにおっしゃるとおりで、現在のところできてきているのは、例えば原子力安全・保安院の方から出された緊急安全対策に対するの手当てがなされているとか、あるいは指針類の見直しも、大変残念ながら、全交直流電源喪失だとか津波だとかに対する配慮が足りなかったところ、そういうところを直すという暫定措置にとまっていますのは事実です。

したがって、石橋先生がおっしゃるように、これは全面的な見直しを早急に進めて、残念ながら原子力安全委員会はもうあと一月ちよつとでなくなつてしまいますので、新規制庁の方で、しっかりとしたものにつとって、今度はバックフィツトも法律化をされるというふうな聞いていますので、審査をもう一度直直されてしかるべきだと思つておられます。

○石橋克彦君 はい、わかりました。ですが、一方で、班目委員長は七月六日に、経産大臣に宛てた文書ですけれども、実質的には原子力安全・保安院に、例の既設の原発の安全性に關する総合的評価というものの実施を求められた。これが、現在行われているストレステストの出発点になつておられるわけですね。

このストレステストと、今おっしゃった安全審査指針類が今のところ不備であつてということとは、どういう関係にあるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) それぞれ両方とも必要だと思つておられて、要するに、国が最低限の基準というの、これは当然決めなければいけない。これに瑕疵があつたことも確かだから、それはきちんと直さなければいけない。

それと同時に、いろいろな緊急安全対策を打つた結果として、実力がどうなつてきているかというのを事業者みずからがしっかりと調べる、これも当然やらなければいけないので、まさに車の両輪だろうというふうな考えておられるわけですね。

○石橋克彦君 ただ、先ほどもちよつとおっしゃいましたし、今もおっしゃいましたけれども、国は安全基準について最低のレベルを決めて、プラントの安全性を本当に保証するのは事業者だ、事業者が努力すべきだということをおっしゃいましたけれども、一方で、世界の水準は、規制の基準は非常に高くなつておられる。それに対して、日本は非常に低くなつておられる。それを十分に高めて、追いついて追いつけなければいけないとおっしゃっているんで、ちよつとその両方、矛盾するような気がするんです。

○参考人(班目春樹君) これは両方を進めなければいけないんです。つまり、ちよつと日本と違つて、アメリカなんかの状況を言いますと、アメリカなんかでは、事業者が自主的にどんどん安全性を高める努力をすれば、その結果、全体的に国が縛る範囲というのを高めてもよくなる。そうすると、さらに努力を要するに、グッドプラクティスがあれば、グッドプラクティスを奨励したとすると同時に、なぜほかのプラントではそれはできないのかということも問ひかける形で、どんどんその全体を高めていく。ですから、国の基準も高めていく、それに先行して事業者自身のみずからのプラントの安全性を高めていく、これを常にやり続けなければいけない。

継続的改善というのはそういう形で進むべきもので、いきなりとんでもない基準をぼんと示せばいいというのではないというふうな我々は考えさせていただきます。

○石橋克彦君 我々と今おっしゃいましたけれども、それは班目委員長個人のお考えではなくて、今の原子力安全委員会としての方向性、考え方なんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会は五人の合議制ですので、五人の合意をとつたということではございませんけれども、原子力安全委員会の中では、結局は継続的改善への道を開くことが一番大切なことだということでは、大体意見が

一致しているというふうな思つておられます。

○石橋克彦君 ですが、アメリカでは、例えばアメリカのNRCは去年の七月に、福島原発事故を踏まえた二十一世紀のリアクターセーフティーに關して、非常に高まるためのレコメンデーションを出していますよね。ですから、そういうのに比べると、やはり日本の国の基準、指針は非常に低くて、それはそれで一方で高めていって、両方で競争していくべきだということですね。

○参考人(班目春樹君) そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ちよつとストレステストに戻りますと、ストレステストを始めたヨーロッパでは、これは、施設の弱点を見つけて、クリフエッジとか何かそういう弱点を見つけて、それを改善していくための手法が主眼になつておられると思つておられます。

そういうことは、それはそれで日本でもやつたらいいことだと思つておられます。一応現状では、国の安全審査指針類が非常にレベルが低い段階で、このストレステストに合格したらそれは再稼働していいということになるんですか。その辺の關係はどうなんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、ストレステストというのは、安全審査基準にのつとつて行われるもので、それを見せたい。安全審査指針にのつとつておられるから文句ありませんねというふうな事業者が言つてきたら、文句ありませんと答えようと思つておられます。

○石橋克彦君 ただ、ちよつと細かいことになりましてけれども、このストレステストは、かなり応急的なものか、要するに基礎体力を高めるという話ではなくて、例えば、具体的に大阪三号、四号でいけば基準地震動七百ガルの何倍まで大丈夫だという話で、これのテストの方法も、今結論として報道なんかされているのは、七百ガルの一・八倍の千二百六十ガルまでは大丈夫ですというふうなことになるわけですね、地震動が大きくなれ

は当然それは地震が大きいわけで、ソースが大き  
いわけですね。

したがって、振動の継続時間とか、それからス  
ペクトルとか周波数成分、そういうものが変わっ  
てくるわけで、指針類に基づいて安全審査あるい  
はバックチェックをするときには、その辺もき  
ちと見て、要するにプラントの基礎体力とい  
うものが高まっていくわけですね。

だけれども、現在、日本で行われているストレ  
ステストは、単に倍率を掛けるだけで、だから基  
礎体力を高めるものではないと思うんですけれ  
ども、その辺、いかがお考えですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会が経済  
産業大臣宛てに出した文書では、まさに、みずか  
らのプラントの弱点、脆弱性をちゃんと把握して、  
頑健性を高めるようなそういう評価をやってく  
さいということになっております。それに対して、  
一次評価と二次評価という形でやりますというふ  
うに言ってきたのは、これは原子力安全・保安院  
の方で、とりあえずそれでやりますということな  
ので、それでやるということ自体は了承してござ  
います。

ただ、最終的な目標は、まさに全体としての頑  
健性を高めることなので、どうも、原子力安全委  
員会が存続する間に二次評価の結果を持ってきて  
くださるような気はだんだんしなくなってしまう  
ているんですが、最終的には石橋先生がおっしゃ  
るようなことをやっていただきたいと原子力安全  
委員会としては願っているところでございます。

○石橋克彦君 最後は何いますけれども、おと  
いですが、保安院から大飯三号、四号に關しては  
原子力安全委員会に報告が出たそうです。報道に  
よると、班目委員長は、原子力安全委員会が存続  
している間に結論、検討結果を安全委員会として  
も出したいとおっしゃったみたいですが、それ  
は今でもそういうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) やはり、できたら出した  
いと思っておりますけれども、これは、原子力安全  
保安院の方の回答次第では、そうでない場合もあ  
り得るといふように回答していると思えます。

○石橋克彦君 わかりました。どうもありがとうございます。  
○野村修也君 済みません、何度も御質問して恐  
縮なんですけれども、今、ストレステストとその  
安全指針類との関係について、これは次元の違  
いも、だとも、その安全審査指針類の中に仮想事  
故という概念がございまして、  
これは、起らない事故ということで、起った  
場合にとのぐらひの放射線量が出るのか等々を  
考えながら、その周辺の避難住民の健康被害との  
関係で検討をしていくという考え方だと思われ  
ますが、今回、実際の福島の事故では、仮想事故  
で想定していた放射線量の何倍の放射線が出たの  
でしょうか。

○参考人(班目春樹君) 多分、百倍近く出ている  
のではないかと思いますけれども、ちよつと済み  
ません、もつと出ているかも知れませんね。  
○野村修也君 千倍。  
○参考人(班目春樹君) 千倍出ているかもしれま  
せんね。済みません、計算がちよつとできないの  
で、ごめんなさい。  
○野村修也君 私が間違っていないければ、千倍ぐ  
らい。  
○参考人(班目春樹君) では、千倍だと思いま  
す。  
○委員長(黒川清君) 一万倍ぐらい。  
○野村修也君 ごめんなさい、一万倍でした。  
○参考人(班目春樹君) もうとにかくすとい  
す。全然考えたこともございせんでした。  
○野村修也君 桁が違ったので一万倍ですけれど  
も、起り得ない事故として計算していた放射線  
量の一万倍も出たにしまつていられるわけなんです  
が、それはもともとの基準がとんでもなく計算間違  
いということではないのでしょうか。そのことにつ  
いての責任というのはないのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) とんでもない計算間違い  
というか、むしろ逆に、敷地周辺には被害を及ぼ  
さないという結果になるように考えられたのが仮  
想事故だと思わざるを得ない。  
申しわけございません。これを定めたとき、私  
自身、安全委員であったわけではないので想像で  
すけれども、このあたりはもう根本的に反省して  
再出発するしかないと思つています。

○野村修也君 今おっしゃったことというのは、  
結局、一万倍出るといふ計算から始めてしまつと、  
日本のこの国土の中では住むところがなくなつて  
しまつたというような、恐らくそういう計算になつ  
てしまつたんですね、距離からいけば。  
ということとは、逆に言うと、このぐらひまで人  
が住んでもいいというふうな逆算すればこれしか  
出ないという計算をしたんじゃないかと御推察だ  
という理解でよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。  
○委員長(黒川清君) それは、多分そういうこと  
なんですよ。立地の指針ということが、仮定  
がどこかでずれてきてしまつた、もとは多分アメ  
リカと同じレベルでやつたんだと思つてくれれば  
も、幾つかの仮定の設定をしつかり見直さないと  
いけないんじゃないかと思つてくれれば、そ  
れはやるんですね。  
○参考人(班目春樹君) 大体、立地指針なるもの  
が必要なのかどうか、ちよつとよくわからない。  
というのは、立地指針は非常に重要な構造をして  
いまして、基本的なことを考えた後、今度は、い  
ろいろな詳細設計が済まない最終的な解が出て  
こないという非常に重要な構造の指針になっていま  
すので、もうちよつと技術的な見直しが必要かと  
は思つています。

○委員長(黒川清君) それは専門家として何かあ  
りますか、石橋さんか田中先生か。いいですか、  
一番最初の立地指針の話を。  
○石橋克彦君 確かに、根本的に考え直さなけれ  
ばいけないというのを今の原子力安全委員長がお  
考えということとは、大変心強いわけですね、どう  
いうところから建ててはいいんだということ

がもつとはつきりわかるように、明快なことをす  
ばつと決めればいいと思つたんですね。  
しかも、あれは一九六四年、昭和三十九年です  
よね。ですから、あれがまだに生き延びていて、  
その改定を誰も責任ある側が言ひ出さなかつた  
ということが、ある意味では、そういうことが積  
もり積もつて福島の事故が起つてしまつたわけ  
ですね。  
ですから、今後も、その組織が変わつても、多  
分御要職に当たられる可能性は高いと思つたか  
ら、ぜひお願いします。  
○参考人(班目春樹君) 多分、その可能性はゼロ  
だと思つています。  
○田中三彦君 田中です。  
ペントのことでちよつと確認だけさせていた  
きたい。

ペントというのは、やはり放射性物質を出すか  
出さないかという非常に重要な問題だと思いま  
す、格納容器から。聞き間違ひでなければ、先ほ  
どの御説明の中で、まず、ペントのことを思いつ  
いたというのが三月十一日の夜のことだと思  
いますけれども、そのときには、減圧による注水  
のことを考えて格納容器の圧力を下げようと思  
つたというふうにおつたように聞こえました  
が、それでよろしいですか。  
○参考人(班目春樹君) はい、そういうふうに考  
えていたと思つた。  
○田中三彦君 ということは、そのときは水蒸気  
生のごとは考えていらつたらなかつたという意  
味ですか。  
○参考人(班目春樹君) その時点では、要するに  
水蒸気がどんなSR弁から噴いて、格納容器の  
圧力が上がっているものかと思ひ込んでいま  
した。

○田中三彦君 ただ、それは、水蒸気がSRV経  
由だとして上がらなんでしょうか。凝縮してし  
まいますよね。  
○参考人(班目春樹君) ええ。ですが、だんだん  
格納容器のサプレッションプールの水温が上がつ

ていつて、それで蒸気発生が起こっているのではないかと推察していました。明らかに間違いでしたけれども。

○田中三彦君 そうすると、東京電力がその後、夜中に考えて、手動の準備をし始めるベントというのとは、ちよつと意味が違ったベントを考へていらつしやつた。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。時間が過ぎますので。

ですから、実際に格納容器の圧力が上がり出したのは多分夜中を過ぎていたと思ひますけれども、そのあたりから、私自身は相当に何か頭の中でいろいろなことを考へて不安になつていたと思ひます。

○田中三彦君 そうすると、水素はまだそのときには発生してはなかつたけれどもという理解をされておられて、その後、だんだん水素のことが頭の中にめぐつてきた、そんな感じでしょうか。

○参考人(班目春樹君) ちよつと、そのときにかいいろいろのことを考へていたので何とも言へませんが、炬心が溶ければ水素が発生するのは、これはもう自明ですから、水素のことに頭がいかなかつたわけでは絶対ありません。

ただ、それがどの時点だつたかというところ、ちよつとはつきり言えないのが実情です。

○田中三彦君 もう一つだけ、済みません。水力学的動荷重の研究を多分なされておられると思ひます。今回は、地震動と水力学的動荷重が重なるとか、そういうようなイメージは一瞬お持ちになつたことはございませうか。

○参考人(班目春樹君) 今回に関しては、特にはなかつたですね。そういうことよりも、金電源喪失という話をばつと聞いて、そちらの方の対策としてどういふことが打てるのかということにはかなり頭がいらつていたという状況です。

○田中三彦君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 事業者の責任。

○参考人(班目春樹君) いや、違います。今度は規制もちゃんと関与する。

○委員長(黒川清君) 今までは事業者の責任だったんですか。

○参考人(班目春樹君) ええ、ですから、非常に変なことが起こつていまして、多分、田中先生は詳しいと思ひますが、例えばベントのための配管というのは、これは設工認の対象にすらなつていないんです。

○委員長(黒川清君) そうでした。それは最近ですね。もつと後の話でしたね。

○参考人(班目春樹君) 今も多分なつていないんです。根本的に見直さなきゃいけないところなんです。

○委員長(黒川清君) わかりました。ありがとうございます。

○参考人(班目春樹君) とにかく、住民の健康被害を起こさないこと、それはもう第一優先順位だ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

せになるということをおっしゃいました。

四月の時点の見解と、それを五月に変えて、それで十月の修正ということ、ホームページで修正してあるわけですね、こういう基準のアドバンスというのは、どなたがなさっているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 基本的には、原子力安全委員会では久住先生がその分野の専門家ということになってございますが、当然その後には多くの専門委員の方がついて、そういうふうな文書を作成してございます。

○崎山比早子君 では、原子力安全委員会の中の専門委員がそういうことを考えていらっしゃるということですか。

○参考人(班目春樹君) 専門委員というのはほか職業を持っていらっしゃる方ですが、そういう方に一緒に考えていただいているというものが実情でございます。

○崎山比早子君 四月の時点の発がんはないというふうな見解というのは、過小評価だったということですね、そうすると、健康への影響はないということがホームページにあったわけですね、ということも、

○参考人(班目春樹君) 済みません、私、ちゃんと把握していないんですけれども、もしそういうのがあったとしたら、当然それは間違いだと思えます。

○崎山比早子君 今度、労働者の被曝のことに關してですけれども、東電の幹部から、労働者、放射線作業従事者の線量限度を百ミリから二百五十ミリシーベルトに上げるといふことを相談されて、二百五十ミリシーベルトに上げられましたね。その根拠はどういうことですか。

○参考人(班目春樹君) 根拠は、これはICRPの勧告によりまして、こういう非常事態の場合には、五百ミリシーベルトから千ミリシーベルトというのが基準になってございます。さらには、志願者については上限なしというルールを適用しているということもございまして。

私がやったことといいますが、原子力安全委員会というのは結局助言組織ですから、そういうふうな東電からの申し出に対しては、ICRPなどではこういうふうになっていきますということをお説明して、実際の省令改正等々は規制庁の方で行われたものだということに理解しています。

○崎山比早子君 線量を上げる以外に方法を検討されたのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) その場ではどういう状況になっていったかという、実は、非常事態の場合には百ミリシーベルトまでだと、法律違反にならないように東京電力としては五十ミリシーベルトで運用せざるを得ない。そうすると、もう一切作業ができなくなってしまうというので、せひ国際水準に合わせていただけようかという申し出があったので、国際水準はこうなっているという解説をしたんだというふうに記憶しています。

○崎山比早子君 ということは、放射線作業従事者の数が少ない、技術者の数が少ないということなんですか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、違います。一回の作業で、下手をすると五十ミリシーベルト以上浴びてしまうような作業は、もう一切できなくなるといふことなので、これは万が一ですよ。万が一のときでも法律違反にならないようには、どうしようもなくなるので、国の方法で法令を少し考えてくれないう申し出があったんだと理解しています。

○崎山比早子君 それで、二百五十ミリシーベルトに上げてから労働者の放射線管理というのが少しずさんになったという声も聞こえるんですけれども、きちっとその二百五十ミリというのを守られるように、どういうような指導をされているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 結局、具体的な指導というのは規制庁の方にお尋ねいただきたいんですけれども、作業者の放射線管理というのは大切

なので、いろいろな形で、原子力安全委員会の方から原子力災害対策本部の方に助言はしているはずだと思えます。

○崎山比早子君 次に、食品のことについてなんですけれども、三月十七日に厚生労働省が決めた食品と飲料水に対する基準ですけれども、その基準値についてどういった評価をされているのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、暫定基準値というのは原子力安全委員会が定めたところの防災指針に当たっている値なんです。それがいつまでも使われるというのは好ましくないと思っております。ちゃんと厚生労働省の方でしかるべき値を決めてくださいとずっと申し上げていたところ、値が出てきたものですか、それはそれで結構だと思つていてということでございます。

○崎山比早子君 それで、下げるということに關してはこの間答申が出た。それはずっと方針としては守るといふことなんですか、百ベクレルというの。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としてどう考えるかですか。

○崎山比早子君 はい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、ちゃんと厚生労働省の方で定めたんだから、それに従ってきちんとかけていただきたい、それに尽きるということなんです。

○崎山比早子君 五百ベクレルというこの暫定基準なんですけれども、現在やられている基準です。それは、放射線障害防止法でクリアランスレベルというのがあると思うんですけれども、原発を解体したときに、百ベクレル、パー、キログラムです。そういうことなんです、暫定基準値といたうのはそのクリアランスレベルよりも高いということなんですか。

○参考人(班目春樹君) ちょっとと私自身がよく理解できていませんけれども、要するに、クリアランスレベルというのは、もう管理を外しても結構

ですよという値でございます。工業製品、農産品、いろいろなものがありますけれども、そういうものに対して管理を外してもいいという基準でございます。

それから、食品の方の安全性に關しては、天然の放射性物質、カリウム40などが私自身にもあって、私自身も大体放射線源になってございますので、それとの比較で議論しなければいけないというところなので、ちょっとその比較が違つてはいないかという気がします。

○崎山比早子君 それは自然放射線よりプラスに入るわけですからね、カリウムや何かよりは食べられるもので入る場合は。

○参考人(班目春樹君) ですから、したがって、カリウム40による影響に比べ十分無視し得るくらい小さい値に定めていただければ結構だということ、そういうふうになっていっているというふうには理解しています。

○崎山比早子君 でも、今の基準ですと、四月に変われば別ですけれども、放射性廃棄物扱いにしなければならぬようなものを国民が食べさせられているということになるんじゃないかと思つてます。その点、いかがですか。

○参考人(班目春樹君) いや、ちょっと、済みません、そこまでちゃんと計算していないのでわかりませんが、それはなっていないと思つてます。

○委員長(黒川清君) それでは、これはまた後で。

○横山禎徳君 何ミリシーベルト以下だ、以上だ、こういう議論をしますと、あたかも閾値があるように思つてもおられるんじゃないかと思つてますが、この辺は委員長はどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、閾値はないということなんですと発言しているつもりでございます。

それで、結局、不幸にして、現在、現存被曝状況という状況にあるわけで、しかしながら、これ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

を、計画被曝状況といいますが、年間一ミリシーベルト以下になるように努力し続けなければいけない、そういうことになっていきますので、閾値がもっと高いところにあるかもしれないという議論は一切なしに、やはり最終的には年間一ミリシーベルトを目指して最大限の努力をすべきである、これが基本的な考え方です。

○横山慎徳君 ということは、先ほど決定論から確率論へとおっしゃったということは、ここから以下はいんだとかいうことではなくて、どの場合にも、それはちよつと違ってお話なんですか。  
○参考人(班目春樹君) 全く違う話です。済みません。

健康影響の方とは全く別に、どういう事故を考へなければいけないかというときに、直径が六十センチもあるような配管がばかっつと切れることまで考えているんだからもういいでしょうとは言わないで、もうちよつと現実的にどういふことが起こり得るのかというのを全部洗い出して、そういうものの確率もちゃんと計算して、そうした上でこういう事故に備えるようにしましょう、そういうふうな方針に変えるべきであるということをし上げたつもりでございます。

○委員長(黒川清彦) 今のは多分、一つは、放射性廃棄物の処分をするときに、セシウムでいうと、百ベクレル・パー・キログラム以上であれば、これは放射性の廃棄物だというふうに定義することになっていくんですね。ところが、食品については、今回の厚生省から出たのは、例えば同じ放射性のセシウムでいうと、飲料水、牛乳・乳製品は二百ベクレル・パー・キログラム以上はやめなさい、それから野菜類その他では五百ベクレル・パー・キログラムという、放射性廃棄物よりはるかに高い値を食べてもいいのかねという話に解釈されるんじゃないかな。  
後で調べていただいて、ちよつとお返事いただければいいかなと。  
○参考人(班目春樹君) はい。済みません、ちよつと勉強不足で申しわけありません。

○委員長(黒川清彦) そう思いますので、その辺、またちよつと書いていただければよろしいかと思ひます。じゃないと、早急に訂正しなくてはいけないのかもしれないとちよつとこちらも思ったので、そういう質問が出たんだと思ひます。最後に、石橋先生から。

○石橋克彦君 ちよつと一つ。  
このお話の最初に、原子力はもちろん住民の健康被害の防止を第一に考えていますという趣旨のことをおっしゃったと思うんですけども、いや、それが、本当かなと言つては失礼ですけれども、というのは、また立地審査指針に戻りますけれども、立地審査指針の「基本的目標」というところに、「万一の事故時にも、公衆の安全を確保し」と書いてありますけれども、その次に、「かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として」と書いてあつて、やはりこれははかりにかかつて、必ずしも住民の健康第一ではこれまでなかったのではないかと、これは多くの国民が思つておられると思ひます。

これは班目委員長個人に申し上げているわけではありませんが、やはりこの辺も、福島を踏まえて痛切に反省していただかなければいけないと思ひます。  
○参考人(班目春樹君) 原子力基本法もまさにそういう書き方をしております、これも含めてしっかりと国会でも議論がされるものというふうに期待しているところでございます。  
○委員長(黒川清彦) きょうは本場にありますがどうございました。委員としても、先生とフランクな意見を交換できて非常によかつたと思ひます。今回の事故というのは、本場に皆さんも余り予想していませんでしたが、委員長として、原子力安全委員会としては、ある目標、それによつて何か達成されたとは言えないけれども、いろいろな意味で、いろいろな意味で、社会も変わってきたし、今度法律も変わつてくるという話ですが、これをどういふように委員長としては引き継いでいくのか。

それから、今の先生のスタッフもそうですけども、それぞれの適材適所というのはいさぐく大事だと先生おっしゃったけれども、私もそうだとおもうんですね。そういう意味では、どういふふうにお考えかというのをざくざくと言つていただけたらいいと思ひます。  
○参考人(班目春樹君) これだけの事故を経験して世の中が変わつていくことをとにかく踏まえると、今までと同じように、外国では気にしているけれども日本では起きませんよなという、そんな言いわけが通用しなくなつていく。これは明々白々です。そういう中で、きちつと機能するような組織であり制度であり、それを支える人であつてほしいし、そういうふうになることをまさに国民全体できちつと監視していかなければいけないというふうに思つております。  
私自身は多分、立場は全然変わつてしまひますけれども、それをいろいろな形で見守つてまいりたいと思つておられます。

○委員長(黒川清彦) それから、きょうの先生の話を聞いてみると、この委員会も、今議論している、非常に意を強くするというか同じ認識をしていっているんですけども、日本は今まで原子力も技術立国であるという評判があつて、日本でこんなことが起こつていくことは非常に信じられないという話を随分聞きます。

しかも、お互いにこれからこういう事故からどう学ぼうかということで、委員会の問題、独立性の問題、人材の質の問題ということが非常に今問われていくわけで、そういう意味では、確かに技術はそれだけだけれども、マネジメントその他のシステムの問題とかいふことがかなりあからさまになつてきたわけですね。

そうすると、日本の原子力推進の基本にあるのは何なのかということ、向こうも日本語で書いてあつてもかなり調査していますから、そういうことからいふと、先ほど出ましたけれども、立地審査指針というのが昭和三十九年につくられたこ

との問題も、ちよつと先生の御意見も伺ひました、今から考えてみると、日本がそういうのをつくつたのは、明らかにアメリカのルールをまず最初は採用しながら、先生がおっしゃつたように、いろいろな事故から学んで、どんどんきつくしていくというプロセスがあつただけけれども、実はそれが結構緩かつたんじゃないかという話は、日本だけではないで世界が実は注目して、もう知つてしまつていくことですね。  
だから、それに対応できない限り日本の信用はなかなか大変だろなと思ひますが、そういうことからいふと、あの設置基準そのものからいふと、意外にもところからは合わないところがあるんじゃないかという話も、あるルールもつていられるんじゃないかという話も、あるルールもつては多分できてくるかもしれないけれども、実際はかなりモディファイされたものを入れただけで、そこからちよつと進んでいないということが結構わかるんじゃないかと思ひます。  
そういうことからいふと、発電所が幾つもあるかもしれないなということなどは、先生の御専門からいふとどう思われますか。

○参考人(班目春樹君) まさにこれからしっかりと、多分ストレステストというのも行われるんではないかと、指針の根本的改定も行われるんではないかと、それに合わない炉は当然廃止していく。そういう中で、本場に、総理がおっしゃつたように、世界最高の安全水準というのを目指したというところの決心をもう一度直す必要があると思ひます。  
○委員長(黒川清彦) ありがとうございます。  
世界一の安全ということもそうなんだけれども、事故が起きたときは、その国民なり住民の安全と避難というのをやはり考えないといけないという話も、もう一つ出てくると思ひます。  
そんなことで、本場にきょうは、班目委員長のフランクな意見を伺わせていただきました。どうもありがとうございます。御礼申し上げます。